

平成26年8月8日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年8月8日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者37名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功
13番	田渕 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行			19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力	24番	寒川 加代子
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治		
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一		

欠席者 18番 坂本 一馬 28番 上中 悠司

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 6番 向日 一義 7番 前田 登

議長

皆さん、こんにちは。8月に入りまして、大変暑い時期ではありますが、ご出席をいただきまして有難うございます。台風の影響ではっきりしない天気が続きますが皆さん農作業の方はどうですか。私は、天気予報が良くないので梅も干せない状況で困っております。改選後初めての定例会ですが、早速始めさせていただきます。本日は議事終了後に農業振興課の説明と連絡していたのですが、都合により、まず初めに農業振興課の職員さんから今年の主な事業について説明がございました。それでは、農業振興課の職員さんから事業説明をお願いします。

北川 課長 平成26年度農業関係事業予算概要新規事業について説明。

吹揚 係長 平成26年度農業振興課の補助事業について説明。

尾崎 主査 平成26年度農業後継者対策事業等について説明。

議長 はい、有難うございました。只今説明のあった内容につきまして、ご質問ございませんか。

7番 委員 3ページの野菜・花き等生産支援事業費補助金という事で、省エネ設備の導入の項目があるんですけど、最近のビニールハウスとかでは燃料が高いため薪ボイラーも増えてきていると聞きますが、そういう物も対象になりますか。

尾崎 主査 この省エネ対策については、県の省エネ対策事業に付随するものとなっております。主にヒートポンプや多重カーテン装置、廃熱改修機等の省エネ効果の見込まれる機械となっております。まずは、県の審査を通るものであれば対象にしたいと思っております。

議長 他にございませんか、無いようですので、この辺で事業説明を終了させて

いただきます。農業振興課の皆さん有難うございました。今後ともよろしく
お願い申し上げます。

議 長

それでは、審議のほうよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは、
本日の欠席委員さんですが、18番の坂本一馬委員さん、28番の上中悠
司委員さん、2名の委員さんから欠席の届が出ております。まず最初に、
農地利用集積計画の合意解約、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利
用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想
による利用権設定、合意解約のほうから説明させていただきます。1番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑の491㎡、他1筆、合計面積は1,015㎡です。
貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、合意解約をした日は、
平成26年6月30日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の7,006㎡
です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、合意解約をし
た日は、平成26年7月18日です。以上、2件報告させていただきます。
続きまして利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字
〇〇〇〇、他1筆、畑の1,920㎡です。貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借
手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成2
6年9月1日から平成27年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇
〇〇、他1筆、畑の3,012㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇
〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円の口座払い、期間は平成26年9
月1日から平成32年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、
畑の1,291㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、
使用貸借の梅、期間は平成26年9月1日から平成29年8月31日の更
新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の323㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇
〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は
平成26年9月1日から平成31年8月31日の更新です。5番、〇〇〇
字〇〇〇〇、他6筆、畑の2,104、09㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、
借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円口座払い、期間は平成
26年9月1日から平成32年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇
〇〇〇、他1筆、畑の3,400㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇
〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカンと梅、期間は平成26年9月1日から
平成36年8月31日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑
の2,775㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使
用貸借の梅、期間は平成26年9月1日から平成36年8月31日、新規
です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,035㎡、貸手は〇〇
〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26
年9月1日から平成36年8月31日、新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇
〇、畑の4,396㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇
〇、使用貸借の梅、期間は平成26年9月1日から平成36年8月31日、
新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2,567㎡、貸手
は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のスモモと使用貸

借の梅、〇〇〇〇が賃貸借のスモモで年間1万円口座払い、期間は平成26年9月1日から平成32年8月31日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の7, 006㎡、貸手は〇〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年9月1日から平成32年8月31日、新規です。合計11件、26筆、29, 802、09㎡、貸手10名、借手11名です。この11件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではご審議をいただくのですが、3番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除く10件について逐条審議をお願い申し上げます。この間申し合わせましたように、番号の後に苗字を言っていただくようお願いいたします。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番、〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。この案件は、〇〇〇〇さんは青年就農金対象者で頑張っておられるので、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。更新で異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。真面目な方なので異議ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。この〇〇〇〇さんは親子関係なので異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。〇〇〇〇さんは兄弟で、異議ありません。

議 長 はい、8番

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。8番の〇〇〇〇さんは若い方で一生懸命やっていますので異議ありません、9番の借手の〇〇〇〇さんはすぐ近くに畑もっていて頼まれて作るそうで異議ありません、10番の〇〇〇〇さんは80歳を超えていて、今までも〇〇〇〇さんに手伝ってもらっていたので異議ありません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。これは先ほどの合意解約で、借人が〇〇〇〇から〇〇〇〇に変わっただけで異議ありません。

議 長 はい、以上10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さ

ん退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議 長

それでは、3番。

〇〇番 委員

〇〇番、〇〇です。更新で異議ございません。

議 長

はい、3番異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇委員着席)

議 長

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出の追加がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

尾崎 主査

追加議案について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1、724㎡です。貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年9月1日から平成29年8月31日の更新です。以上1件、2筆、1、724㎡、貸手1名、借手1名です。この1件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、追加議案のご審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番、〇〇です。貸手は〇〇〇になっていますけど、〇〇〇〇に入っているなのでこの住所になっていますけど、田は私の担当地域にございまして、この〇〇〇〇さんは継続ですと熱心に作っていただいておりますので、異議ございません。

議 長

はい、追加議案1番異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。

議 長

それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、6番の向日一義委員さん、7番の前田登委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更について、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による通知について、を上程させていただきます。

それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

3条申請を説明させていただきます。1ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3、263㎡、譲渡人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、法定相続人代表 〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は199㎡です。

譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は240㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上3件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番
〇〇番 委員 はい、〇〇番、〇〇です。1番について異議ございません。
議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番、〇〇です。2番3番は異議ございません。
議 長 はい、3条申請3件とも異議なしとのことです。そのように取り計らって
よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農
地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地
の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は234
㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設234㎡です。着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、平成26
年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要、水利同意
はございます。この土地は、周囲を山と住宅に囲まれた農地で第2種農
地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現
況は休耕地、面積は33㎡、他1筆、合計面積は1,010㎡です。所有
者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、住宅135㎡、露天駐車場、
作業場875㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成2
4年10月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございま
す、水利同意は不要でございます。始末書が添付されております。内容は、
当該申請人の住んでいた土地が直近の水害により被害を受け、別地に移
動する事を余儀なくされた為、本件申請地に住宅を建築します。そのよう
な理由により農地法の許可前の工事着工となりました事をお詫び申し上げ
ます。今後は十分注意して、農地法違反とならないよう心がけますので、
今回限り、寛大な処分を持って許可いただけますようお願いし、始末書を
提出します。でございます。この土地は、周囲を山と川に囲まれた農地
で第2種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿
が田、現況は休耕地、面積は418㎡、他5筆、合計面積は2,087㎡
です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設2,
087㎡です。着工日、工事期間は許可の日より7か月以内、農用地の内
外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。
この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。以上3
件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第
4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請3

- 件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。現地調査の報告をさせていただきます。去る8月6日に私と〇〇番の〇〇〇〇さん、愛須局長、小倉係長の4人で調査してまいりました。雨がずっと続いておったんですけども、当日は晴れて大変暑い日でございます。今回の調査案件は5条4件、4条3件、形状変更2件、2条1件の計10件の調査でございました。それでは、4条1番の報告をさせていただきます。申請場所は〇〇〇の西側の、山に家が段々に立ち並んだ中断のあたりでございまして、ここは太陽光パネルを据えるということで、日当たりは大変良いと思います。理由は、本人は兼業農家で、農地の守をしかねるという事で申請されています。周囲の影響としましては、東側西側は本人の畑、南側は本人さんの家で、北側も親の家で、周りには何ら影響が無いように思います。排水は自然浸透という事で、この件については何ら問題なく許可相当かと思ひます。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 4条2番の申請場所は、〇〇橋の西、川の傍の家でありまして、転用内容としては住宅を建てるという事で、12号台風の水害で浸かりまして、ここへ新しい家を建てるという計画だそうです。周囲の影響としましては、周りは本人の畑、前は道で、隣に簡単な小屋だけなので、家を建てても問題ないと思ひます。排水は、前に集落排水がございまして、生活雑排水はそこへ入れると、雨水は川の近くなので問題ないと思ひます。この件についても許可相当かと思ひます。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。3番の案件について報告させていただきます。申請場所は、〇〇〇の〇〇橋より西へ200m、現況は休耕田です。隣接については、東側市道、南側宅地、西側市道、北側里道となっており、周囲の同意もありますし、水利同意は必要なしと、転用理由につきましては、申請人は県外の〇〇〇におりまして、休耕状態であり、太陽光発電に適した土地であるので申請したという事です。転用の内容につきましては、太陽光パネル760枚、201kw発電をするそうです。周囲はフェンスをし、切土、盛土なし、排水等については、雨水は自然浸透と既設水路へという事で、何ら支障がないと思ひます。以上です。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。1番に関してですけども、両親は現在も農業をしているんですけども、高齢であり広い範囲が出来ないという事で、機械関係が好きなので、自分で設置して売電をするという事です。両親の家と本人の家の間で、特に問題はないと思ひます。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。2番の案件ですけども問題ありません。

議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番、〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
小倉	係長	3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は145㎡、他1筆、合計面積280㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇〇、持分2分の1、使用目的及び規模は駐車場280㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意、共にございません。近くに譲受人の〇〇〇があり、〇〇〇〇及び〇〇〇〇様、〇〇〇〇者の駐車場を増設したものです。この土地は、都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は195㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置き倉庫195㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成21年10月29日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございません。この土地は、周囲を山と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕地、面積は650㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場650㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意は北側の畑はございますが西側と南側はございません、西側と南側の所有者は同じで、隣接同意をもらえない理由書の提出がございます、水利同意は不要でございます。理由書の内容は、今般、本件申請を行うに際し、当初は本申請地の境界線沿いに、U字溝等の構造物を設置し施行を行う計画で、各隣接農地所有者の皆様説明を行い、御同意をお願いしました。中でも、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様に対しましては、3名様同席の上、本年5月24日に施行計画の説明を行いました。その際には、特に異議の申し立ては有りませんでした。その後、7月4日に〇〇〇〇様へ同意書と計画図面をお預けして、押印をしておりましたが、2週間以上経過しても、時間が無い為共有者（兄弟姉妹・内1名は同居）間で話し合いが出来ていないので、押印が出来ておらず、今後も話し合いをする見通しも立たない（真意は不明）との事でした。以上の理由により、計画を一部変更し〇〇〇〇様外の共有名義土地に対しましては、影響の無い様に境界線より1m後退して構造物を設置するとし、上記共有者様の同意印無しで、本件申請を行いたいと考えておりますので、何卒宜しくお取り計らい下さいます様、お願い申し上げます。尚、〇〇〇〇様外の共有名義土地につきましては、長年休耕状態と

なっており、今後も耕作再開の見通しは立っていない様ですが、将来耕作が再開される様になった際には、誠意をもって対処する所存です、でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第二種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接者、水利組合との立会いを予定しておりますが、まだ最終確認が出来ておりません。隣接同意はございません、水利同意は交渉中でございます。周囲を山と川に囲まれた2種農地でございます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は669㎡、他1筆、合計面積は1,273㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅313、02㎡、道路・駐車場等959、98㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で、2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請5件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番、〇〇です。1番について、申請場所は〇〇〇の〇〇〇〇からすぐ西側でございます。転用内容は、駐車場という事で、ここの土地は、道と道と宅地で囲まれて三角形に残った所で、畑を作ってございましたけども、周りには影響の無いような土地でございます。従いまして、これは問題無いと思います。続きまして、5条2番の申請場所は、〇〇〇〇から南西へ約300mの所にありまして、ここは資材置場や倉庫という申請でございます、ここの人は高齢で、あまり守も出来ないという事で、土地自体が荒地のようになってございまして、道より小高いので80cmカットして、周りに擁壁をたて、U字溝の側溝をつけて、整地するという事で、東側、北側の梅は同意書がございまして、南側は道で、西側は山で傾斜になってございます。排水はU字溝から道の方の既存水路へ流すという事で、問題ないかと思っております。続きまして、5条3番は、〇〇〇〇へ入る〇〇〇〇がございまして、そこを入った直ぐの場所でございます。転用内容は、ここの営業所の駐車場にしたいという事でございます。隣接同意が一箇所無いという事で、ここの同意書のない田というのが耕作放棄地で、かなり草が生い茂ってございまして、その申請地も放棄地で蒲の穂綿がようけ生えておりまして、周りからいけばこのように駐車場にでもして利用していただいたほうが、近所迷惑にならないのではないかと印象を受けました。従いまして、隣に一軒だけ梅畑がございましたが、この方は同意書ももらってご

ざいます。雨水は、周りを1 m引いてU字溝を入れて側溝に流すという事で、排水については問題は無いかと思っておりますので、同意書はございませんけれども、土地自体が荒地で近隣に迷惑をかけている土地でございますので、許可しても問題がないのじゃないかと感じました。以上です。

議 長
小倉 係長

はい、4番については、事務局からお願いします。

4番については、3月からの継続審議案件ですので事務局から経緯について説明します。3月に農業委員会に申請された時点では、隣接同意は無く水利同意だけが有る状態で行っていました。その後、同意をもらう為に今までかかりました。隣接は、北側と東側が市道で、西側の田は〇〇〇〇さん、姉妹のお姉さんと、南側の田が〇〇〇〇さんで妹です。〇〇〇〇さんは施設に入っていて判断が出来る状態でないという事で、〇〇〇〇さんと話をさせていただいていました。3月に申請者と行政書士を交えて〇〇〇〇さんに事業計画について説明をしたところ、計画には納得いただいたのですが、この地域では昔から埋めるときは水路分をさがると申し合わせがあるので、そのことだけを地元水利組合に確認して、その上で同意したいという事で持ち帰りました。その後、〇〇〇〇さんが水利組合に話をしたところ、水利組合もそこまで考えないで同意したので保留にしたいという事になり、隣接も水利組合も保留という形にし、申し合わせどおり水路部分をさがって計画をして欲しいと申請者に要望しておりましたが、計画変更し立会いをするまでの間に、時間がかかってしまい、梅の時期に入ってしまったので長くなってきました。その間、事務局からも早く決着して欲しいと連絡していたのですが、〇〇〇〇さんと水利組合だけでは決めれない、下流の農地所有者の意見も聞きたいという事で、梅の時期の過ぎた7月15日に、水利組合長、下流の農地の所有者、農業委員、申請者と行政書士が集まり、西側に50cmのU字溝を設置し水を流し、南側に30cmのU字溝を設置する事を申請者と話し合い、了解いただけたので水利組合は同意しました。その後、7月末に図面が出来たので、農業委員会の事務局で〇〇〇〇さんに申請者と行政書士から説明をしましたが、図面だけでは解り難いという事で、8月1日に現地で説明を行い、〇〇〇〇さんの方からの水も出ていたので、その水も処理できるよう50cmのU字溝を延長1m入れるという事で、全て納得という事になり、8月6日に農業委員会事務局で同意の印鑑をいただきました。〇〇〇〇さんは判断の出来る状態でない事と、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの要望もあり、〇〇〇〇さんの田にU字溝を入れたので、〇〇〇〇さんの田にも影響がないと考えております。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。

〇〇番、〇〇です。5条5番の申請場所は、〇〇〇から西へ200m、〇〇〇の真前です。現況は今年も作付けされておりました。隣接の状況は東側、西側は宅地で南側は市道、北側は畑となっており、隣接同意、水利同意もあります。転用理由につきましては、売渡人は高齢で耕作を続けるのが困難で譲渡したいと考えていて、ちょうど〇〇〇〇が、分譲住宅を探してい

たところ合意し売ることになったようです。転用内容につきましては、分譲住宅6棟、進入路、駐車場等で、盛土は最大1、26mで締め固め、東側の宅地との境界はL型擁壁、北側の田との境界は土羽固め、水路は市道の側溝へ設置、排水関係につきましては、排水は合併浄化槽処理、雨水とともに市道の側溝へ放流という事で、何ら支障ないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。問題ないと思います。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。現地説明者の説明のとおり間違いは無いんですけども、補足という事で、〇〇〇〇さんは、84歳で高齢であり80歳までは農業をしておったんですけども、子供さん二人は〇〇〇と〇〇〇に永住しており、こちらへ帰ってきて農業をするような状態でありませぬので、隣接の同意書も有り、問題ないと思います、異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。この案件につきましては、譲渡人の〇〇〇〇さんの親戚にあたる、〇〇〇〇さん2名と〇〇〇〇さんの同意の印鑑が得られないという事ですが、〇〇〇〇さんが丁度私の同級生でありましたので直接話をお伺いしたところ、身内で無いか問題があるという訳では全く無く、話上反対であるという事は全然無いという事で、現状も転用の影響も場所柄ないだろうという事もありまして、先方の〇〇〇〇さんからの現地調査の説明のとおり、境界から1m離して工事をして、将来的に耕作するようであれば誠意をもって対応するというお話でも有りますので、許可相当と思いい異議ございません。以上です。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。先程の説明があつたとおり、去る7月15日に、水利組合、隣接者、水路関係者、前農業委員の〇〇さんと業者で、現地で立ち会い話し合いました。その時に、だいたいの隣接者の了解を得たんですが、昨夜、事務局で同意の印を押したと連絡が有りました。これで、問題はないと思います。

議 長 はい、長いこと案件係りましたけども、異議なしとの事でございます。それでは5番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。現地調査の委員さんのご説明のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請5件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でな

い旨の証明願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は山林です。他6筆ございまして、合計面積は2,377、28㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地7筆は、昭和25年から現在に至るまで農地としては利用した経緯はありません。現在〇〇〇は竹が茂り竹林に、〇〇〇は山林になっており、農地への回復は不可能な現状です。〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇5筆は、平成元年10月4日に宿泊施設、店舗建築のため農地法第4条許可を得て土地造成を行いました、工事未完成のまま事業を撤退したため、造成途中の荒廃地（雑種地）で放置しております、ということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。申請土地は、〇〇〇〇の駐車場の周辺で、現況、山林、雑草の生えた雑種地でした。隣接については、宅地と山林で農地はございません。非農地になった理由は、事務局の説明のとおりです。この件については、近隣者と地元農業委員さんの証明もあり、証明してもよいと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。今の説明にありましたように、申請地は農地としてかつて使用した痕跡はございません。よって異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 6ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田です。面積は30㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑にしたい、着工日施行日は許可の日から3か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田です。面積は12㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して普通畑にしたい、着工日施行日は許可の日から3か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。形状変更願以上2件ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、それでは現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番、〇〇です。1番、2番は隣接地なので同時に説明させていただきます。県道〇〇線の道路用地の残り分の農地であります。南側と北側が田で、東側は県道〇〇線に隣接、西側は里道となっております。水利組合も

同意がありますし、理由としては、西側隣接地が転用し資材置場に埋めているので、丁度いい機会に道路まで埋めたいとの事です。一部50cm程度盛り上げるという事です。排水については、自然浸透及び道路側溝へ流すという事で、支障ないと思います。以上です。

議 長 はい、それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
 ○○番 委員 ○○番、○○です。今説明のあったとおりで、異議ございません。
 議 長 はい、2番。
 ○○番 委員 ○○番、○○です。同じく隣接している所で同じような状況であります、異議ございません。

議 長 はい、形状変更願2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 7ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は491㎡、他1筆、合計面積は1,015㎡です。賃貸人は、○○○、○○○○、賃借人は○○○、○○○○、賃貸借の合意解約をした日は平成26年6月30日です。以上1件報告申し上げます。

議 長 ただ今の報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 8ページをお願いします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による通知です。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は登記簿643㎡の内2,27㎡です。貸人は○○○、○○○○、借人は○○○、○○○○、使用貸借の合意解約の日は平成25年8月20日です。理由は○○河川整備工事の用地成のためです。以上1件報告いたします。

議 長 はい、有難うございます。ただ今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議への提出をいたしました5条3件、事業計画変更承認1件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、総会の席で三役に一任していただきました常任委員会の委員構成の案について、事務局の説明をお願いいたします。

愛須 局長 常任委員会の委員構成案について説明する。

議 長 はい、ただ今説明いたしました委員構成につきまして、何かございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、この構成で決定とさせていただきます。続きまして、各委員さんの担当地区についてであります。事務局から説明お願いいたします。

愛須 局長 担当地区について説明する。
議 長 はい、担当地区についてはこのとおりとさせていただきます。他に何か有りますか。

愛須 局長 農業委員協力員について説明する。
議 長 どうですか、協力員さんが代わられたり、変更になった場合は、事務局に連絡していただきたいと思えます。他に何かありますか。

愛須 局長 積立金、農業委員研修会、農地パトロールについて説明する。
議 長 本日本予定をしておりました案件についてはすべて終了いたしました。皆様方から何かございませんか。ないようでございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時35分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

6番委員

7番委員

議 長